



2022年12月26日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・テック
代 表 者 名 代表取締役社長 大畑 大輔
(コード番号 9964 ・ 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 管理本部副本部長 石川 恵一朗
TEL (054) 337-2001

株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2022年11月28日付当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2022年11月28日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議しましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2022年12月26日から2023年1月24日までの間、整理銘柄に指定された後、2023年1月25日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

2022年11月28日付当社プレスリリースにてお知らせしましたとおり、当社株式について、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)を実施するものであります。

① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合比率
当社株式について、501,060株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数
7,757,616株

(注)当社は、2022年11月28日開催の当社取締役会において、2023年1月26日を消却予定日として、当社の自己株式1,242,369株を消却することを決議いたしましたので、「減少する発行済株式総数」は当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

7,757,631株

(注) 当社は、2022年11月28日開催の当社取締役会において、2023年1月26日を消却予定日として、当社の自己株式1,242,369株を消却することを決議いたしましたので、「効力発生前における発行済株式総数」は当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

15株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

60株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、株式会社OEホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）及び大畑大輔氏以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定通り得られた場合は、株主の皆様の保有する当社株式の数に、公開買付者が2022年9月8日から2022年10月24日までの30営業日を買付け等の期間として実施した当社株式に対する公開買付けにおける買付け等の価格と同額である2,700円を乗じた金額に相当する金銭を、株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

① 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は60株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

② また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第7条（自己の株式の取得）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

- ③ また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は15株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、当該定款一部変更の内容は、2022年11月28日付当社プレスリリースをご参照ください。また、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2023年1月27日に効力が発生するものといたします。

3. 株式併合の日程

①本臨時株主総会開催日	2022年12月26日（月）
②整理銘柄指定日	2022年12月26日（月）（予定）
③当社株式の最終売買日	2023年1月24日（火）（予定）
④当社株式の上場廃止日	2023年1月25日（水）（予定）
⑤本株式併合の効力発生日	2023年1月27日（金）（予定）

以上